

令和 7 年 1 0 月

第 2 9 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 沖田 保

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 査	係
令和 7 年 1 1 月 4 日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

# 第29回川口市農業委員会会議議事録

## 1 川口市農業委員会告示第7号

下記について付議するため、10月29日(水)午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第29回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会  
会長 松澤正久

### 記

第1号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第2号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第3号議案	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について

## 2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二	

## 3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

## 4 出席職員

事務局長 片岡 功敬 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 町田 篤  
書記 水野 智陽

## 5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

## 6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、8番 沖田 保委員を指名した。

## 7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

## 8 議案の上程

### (1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

### (2) 第1号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

- 1) 議長は第1号議案No.1を上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行藤八のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「農業を営んでいた被相続人の方から農地を相続し、農業を引き続いて行う相続の方が、納税猶予の特例を受けるため、本件の申請を行ったものでございます。」

申請人の自宅は、安行東中学校から北東に700mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した1筆、自宅から西に1,000mほどの所に位置する1筆、自宅から南西に1,400mほどの所に位置する2筆、計3,065㎡でございます。

申請人は、24歳の頃から40年以上農作業に従事しており、ハナミズキ、マサキ、サカキ等の植木を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、妻250日、弟150日と併せて世帯で、延べ700日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「ただいまの事務局の説明のとおりでございます。代々、植木を営んでいる農家であります。現地調査をしたところ、特段支障はないものと印象をもちましたので、ご審議の程よろしくお願いたします。」

- 5) 議長は第1号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

- 6) 議長は第1号議案No.2を上程し、説明を求めた。

- 7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、野菜を栽培し専業農家を営む、木曾呂のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「農業を営んでいた被相続人のかたから農地を相続し、農業を引き続いて行う相続の方が、納税猶予の特例を受けるため、本件の申請を行ったものでございます。」

申請人の自宅は、木曾呂小学校から南西に450mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した1筆、343㎡でございます。

申請人は、27歳の頃から35年以上農作業に従事しており、ボウフウ、ヤツガシラ、サトイモ等の野菜を栽培しております。

現在の年間従事日数は300日で、夫300日と併せて世帯で、延べ600日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先だって事務局と現地を確認してまいりました。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程よろしくお願いたします。」

- 10) 議長は第1号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

### (3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は第2号議案No.1を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、植木を栽培し専業農家を営む、安行出羽5丁目のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行東小学校から西に150mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接する2筆、自宅から南西に700mほどの所に位置する3筆、計1,648㎡でございます。

買取事由発生人は、50歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和5年10月に慢性閉塞性肺疾患を患ってから、農作業が徐々に困難になり、農業に従事することができなくなりました。

買取事由発生人は、申請地を含む3,893㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、妻の2人で、ツバキ、ツツジ、サツキ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、全ての生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」
- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先だって事務局と申請人宅を訪問して、お話を伺い現地の確認をしてみました。ご本人は農業を続けたい意欲はありますが、体が思うようにいかないとのことから、今回の申請に至ったものになります。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」
- 5) 議長は第2号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。
- 6) 議長は第2号議案No.2を上程し、説明を求めた。
- 7) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、植木を栽培し専業農家を営む、安行吉岡のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 8) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、慈林小学校から北東に200mほどの所に位置しており、申請地は自宅から西に30mほどの所に位置した2筆、自宅から東に100mほどの所に位置した1筆、自宅から南に50mほどの所に位置した1筆、計828㎡でございます。

買取事由発生人は、30歳の頃から年間150日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、平成30年7月に右膝の人工関節置換術を受けてから、膝の曲げ伸ばしなどの動作が徐々に困難になり、農業に従事することができなくなりました。

買取事由発生人は申請人の妻で、申請地を含む4,224㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人の2人で、モミジ、ロウバイ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」
- 9) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先だって事務局と現地を確認してみました。特段問題ないと思われまますので、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」
- 10) 議長は第2号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。
- 11) 議長は第2号議案No.3を上程し、説明を求めた。
- 12) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.3は、果樹の苗を栽培し専業農家を営む、安行領家のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」
- 13) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、慈林小学校から北東に700mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に500mほどの所に位置した1筆、74㎡でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間100日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和5年9月頃に腰痛を患ってから、農作業が徐々に困難になり、農業に従事することができなくなりました。

買取事由発生人は、申請地を含む7,163㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、子の3人で、ブドウ、リンゴ等の果樹の苗を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 14) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局と現地を調査し、申請人に話を伺って来ました。特に問題ないかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。」

- 15) 議長は第2号議案No.3について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

- 16) 議長は第2号議案No.4を上程し、説明を求めた。

- 17) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.4は、植木を栽培し兼業農家を営む、安行藤八のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 18) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、安行東中学校から北東に700mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した5筆、自宅から南に300mほどの所に位置する2筆、計1,709㎡でございます。買取事由発生人は、20歳の頃から年間150日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和7年3月8日に92歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む16,408.94㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、妻、弟の4人で、ハナミズキ、マサキ、サカキ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 19) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局と共に話を伺い現地を確認してまいりました。問題ないものと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。」

- 20) 議長は第2号議案No.4について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

- 21) 議長は第2号議案No.5を上程し、説明を求めた。

- 22) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.5は、野菜を栽培し兼業農家を営む、源左衛門新田のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 23) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、木曾呂小学校から北東に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した5筆、計3,244㎡でございます。

買取事由発生人は、50歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和6年12月7日に84歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む5,921.55㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人の2人で、キャベツ、ブロッコリー、ダイコン等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

- 24) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先だって事務局と現地を確認してまいりました。ただいまの説明のとおりでございます。ご審議の程よろしく願いいたします。」

- 25) 議長は第2号議案No.5について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(4) 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について

- 1) 議長は第3号議案No.1及びNo.2は、関連があるため、一括して上程し、説明を求めた。

- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1 とNo.2 は関連がありますので、まとめてご説明いたします。

まず、貸付人はNo.1 が赤山のかた、No.2 が赤芝新田のかたでございます。次に、借受人はNo.1 とNo.2 の全てを足立区扇1丁目のかたが、農地中間管理権の設定をして、農地を貸借する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、赤山歴史自然公園から北東に400mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、5筆、計1,572㎡でございます。

本件は、現在、利用権設定をして借受人が耕作をしている農地であり、引き続き、期間5年の賃貸借を行うことで合意し、今回申請に至ったものでございます。

それでは本件について、事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、借受人の経歴でございますが、令和3年から申請地にて新規就農し、農地の整備をする所から始めて、野菜全般を栽培し、青山ファーマーズマーケット等で販売しております。

次に、申請地は地域計画の区域内の農地であり、農業を担う者として目標地図に位置付けられた者に貸し付けるものとされている地域ですが、農業を担う者に貸し付けるまでの間に一時的に貸し付ける場合で、また、地域計画の達成に資する場合には当該農業を担う者以外に農地を貸し付けることができるとされております。

なお地域計画で策定した目標地図に位置づけられていない担い手が設定されている場合は、次回の地域計画変更時に位置づけることになっており、意見を求められておりますが、現在、効率的に耕作を行っており、担い手として位置づけることについて、問題ないと考えます。

次に、借受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、耕作状況につきましては、本申請地にて、シントウ、マンガンジトウガラシ、ナス、ピーマン、ミニトマト等の野菜を栽培しており、農地中間管理権設定後も野菜を栽培するということであり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから問題ありません。また、青山ファーマーズマーケット等への出店回数を増やして、販売を拡大していく予定であるとのことでございます。

次に、借受人の農業従事状況といたしましては、市内の農地において、年間に150日程度の日数を見込んでおり、問題ありません。

また、申請地に中間管理権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「10月8日に事務局と現地を確認および借受人からお話を伺ってまいりました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。元々、竹林化している土地を耕して、現在耕作している状況です。ご審議の程よろしく願いいたします。」

5) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

## 9 閉会

午前10時55分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第29回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和7年10月29日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩